かつ市議会第239回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成31年3月15日(金曜日)午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例
- 第2 議案第2号 むつ市分庁舎設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例 の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

【討論、採決】

第23 議案第23号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第24 議案第24号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例

- 第27 議案第27号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第32号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第33号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第34号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第35号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第36号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第37号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第38号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第39号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第40号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第41号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第42号 むつ職業能力開発校条例を廃止する条例
- 第43 議案第43号 むつ市脇野沢海づり公園条例を廃止する条例
- 第44 議案第44号 青森県下北地方視聴覚教育協議会の廃止について
- 第45 議案第45号 むつ市と大間町との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止について
- 第46 議案第46号 むつ市と東通村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止について
- 第47 議案第47号 むつ市と風間浦村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止について
- 第48 議案第48号 むつ市と佐井村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止について
- 第49 議案第49号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職 員退職手当組合規約の変更について
- 第50 議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務 組合規約の変更について
- 第51 議案第51号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第52 議案第55号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第53 議案第56号 平成30年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第54 議案第57号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第55 議案第58号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第56 議案第59号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第57 議案第60号 平成31年度かつ市一般会計予算
- 第58 議案第61号 平成31年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第59 議案第62号 平成31年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第60 議案第63号 平成31年度むつ市介護保険特別会計予算

第61 議案第64号 平成31年度むつ市下水道事業特別会計予算

第62 議案第65号 平成31年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

第63 議案第66号 平成31年度むつ市魚市場事業特別会計予算

第64 議案第67号 平成31年度むつ市水道事業会計予算

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第65 請願第1号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の請願 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第66 議員提出議案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24人)					
1番	原 田	敏 匡	2番	山本	留 義
3番	佐々木	隆徳	4番	工 藤	祥 子
5番	横 垣	成 年	6番	目 時	睦 男
7番	野 呂	泰喜	8番	石 田	勝 弘
10番	東	健 而	11番	佐 賀	英 生
12番	富 岡	修	13番	大 瀧	次 男
14番	中 村	正 志	15番	濵 田	栄 子
16番	浅 利	竹二郎	17番	佐々木	肇
18番	斉 藤	孝昭	19番	富岡	幸
21番	川下	八十美	22番	半 田	義 秋
23番	菊 池	光 弘	2 4番	岡 崎	健 吾
25番	鎌田	ちよ子	26番	白 井	二郎
欠席議員(2人)					
9番	菊 池	広 志	20番	村 中	徹 也
説明のため出席した	者				
市長	宮 下	宗 一 郎	副市長	鎌田	光 治
副市長	川 西	伸 二	教 育 長	氏 家	剛
公営企業管理者	花 山	俊 春	代 表監査委員	齊藤	秀人
総務部長	村 田	尚	企画政策部 長	吉 田	和 久
財務部長	吉 田	真	財 稅 親 整 監	赤 坂	吉千代
民生部長	中 里	敬	福祉部長	瀬川	英 之
健 康 で く 推 進 部 長	徳 田	暁 子	子 み 部 も り 長	須 藤	勝広
経済部長	三上	達規	都市整備部 長	光 野	義 厚
川内庁舎所 長	二本柳	茂	大 畑 庁 舎 所 長	立 花	一雄
脇 庁 経 デー チ チ ア ・ ア ・ 大 ・ 大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	浜 田	一 之	会 管 理 総 理 出 納 室 長	畑 中	秀樹

選 挙 管 理 委 員 事 務 局 長	濱	田	賢	<u></u>	監事	查 委 員 務 局 長	金	澤	寿々	子
農 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養 養	佐	藤	節	雄	教	育部 長	松	谷		勇
公営 企 業 局 下 水 長 道 長	濱	谷	重	芳	総政推総	務 進課 務 進課	角	本		力
総副市公 室	伊	藤	大 淮	割	企政政推企課	策 進調 画部策監整長	中	村	智	郎
財務部財務課長	石	橋	秀	治	総総主	務 務 程主査	井戸	向	秀	明
総 務 親 主 事	中	村	善	光						
事務局職員出席者										
事務局長	東		雄	\equiv	次	長	伊	藤	泰	成
総括主幹	奥	本	聡	志	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜 希	; 子	主	查	井	田	周	作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(白井二郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長(白井二郎) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

まず初めに、3月6日、本会議終了後の議会運営委員会において、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書については、本日この後議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、3月8日、各委員会に付託いたしました 議案の審査結果について、総務教育、産業建設、 民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長 からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、 委員会審査報告書の提出がありました。なお、報 告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願 います。

次に、3月8日、民生福祉常任委員会に付託いたしました請願の審査結果について、3月8日、民生福祉常任委員長から、会議規則第144条第1項の規定に基づき委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(白井二郎) 本日の会議は議事日程第6号 により議事を進めます。

◎日程第1~日程第64 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長(白井二郎) 日程第1 議案第1号 むつ 市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動 用ビラの作成の公営に関する条例から、日程第 64 議案第67号 平成31年度むつ市水道事業会計 予算までの64件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から 報告を求めます。

まず、議案第1号から議案第3号まで、議案第7号、議案第10号から議案第14号まで、議案第19号から議案第21号まで及び議案第44号から議案第51号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

(8番 石田勝弘議員登壇)

○8番(石田勝弘) 総務教育常任委員会に付託されました議案20件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案のうち、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第20号及び議案第21号の5議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか15議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市議会議員及びむつ 市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営 に関する条例についてでありますが、理事者側か ら、むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における 選挙運動用ビラの作成を公費負担とするためのものであり、公職選挙法の一部を改正する法律が本年3月1日施行されたことから、市議会議員選挙においても選挙運動用ビラの頒布が可能となり、また、市長選挙と同様に公費負担とすることが可能となることに鑑み、本条例を制定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、頒布できる選挙運動用ビラの枚数及び規格並びに頒布期間についての質疑があり、理事者側から、市議会議員選挙については、頒布枚数は4,000枚で2種類以内となり、大きさはA4版を超えることはできず、頒布期間は選挙運動期間となるとの答弁があり、さらに同じ委員から、本条例は、内容についての制限をかけるものかとの質疑があり、理事者側から、選挙運動用ビラの公費負担を可能とするための条例であり、選挙運動用ビラの配布方法や中身に対して、制限を加えるものではなく、公職選挙法の規制に従っていただくこととなるとの答弁がありました。

また別の委員から、選挙運動用ビラの頒布枚数の上限を問う質疑があり、理事者側から、2種類の総枚数が4,000枚であるが、2種類の枚数の割り振りについては自由であるとの答弁がありました。

次に、議案第2号 むつ市分庁舎設置条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、大畑庁舎移転については第231回定例会において行政報告し、その後において、説明会及び地域との意見交換を行いながら計画を進め、これが定まったことにより大畑庁舎の位置を変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在の大畑庁舎及び旧大畑消防署の解体についての質疑があり、理事者側から、来年4月で庁舎移転を終え、現在の庁舎は2020年度に解体し、2021年度に道路を、2022年度

に防災広場と駐車場整備をする予定であり、旧大 畑消防署については道路整備をする際の支障とな ることから、庁舎と同時に解体する予定であると の答弁がありました。

また別の委員から、地域の意見を取り入れる機会についての質疑があり、理事者側から、一体的な整備については、広報むつにおいて図面を掲載して周知を図るなど、これからも意見を伺いながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第3号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、働き方改革の推進に伴い長時間労働の是正を図るため、人事院規則の一部改正等を参酌し、時間外勤務命令の上限を定めるものであり、その上限時間は、原則1カ月につき45時間以下、1年においては360時間以下とし、業務量や業務の実施時期など、自ら決定することが困難な業務に従事する場合であっても、1カ月につき100時間未満、1年においては720時間以下とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例の改正による影響 について質疑があり、理事者側から、長時間労働 による職員の健康状態及び経費の部分が改善され ると考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、勤務時間内に処理しきれない業務が発生し、有給休暇等が取得できなくなるという悪影響が出ることはないかとの質疑があり、理事者側から、現在のグループ制の利点を活用することで、業務時間及び業務量に偏りがないよう、業務を平準化することができると考えており、また、有給休暇等についても、業務が平準化されることにより、取得しやすい環境になるものと考えているとの答弁がありました。

また別の委員から、時間外勤務命令の実態について、職員が自らの裁量で勤務しているのか、もしくは命令権者が仕事内容を把握し、その上で時

間外勤務命令により勤務をさせているのか、また、 業務量により時間外勤務が恒常化している部署に ついて、この改正によりどのように改善されるの かとの質疑があり、理事者側から、時間外勤務に ついては命令権者の命令により勤務を行うという 形をとっており、また、業務過多となっている部 署については、例えば、建築に関し専門性を有す る部署で、全庁の建築に関するものを一手に引き 受けて処理をしている状況にあるが、職員採用を 継続的に実施し、専門性を有する職員が増加して きていることから、本条例の改正に伴い定められ る時間外勤務命令の上限の範囲に留まるものと考 えているとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに関して所要の条文整備を行うものであり、具体的な改正内容としては、貸し付けの利率を年3%以内として規則で規定すること、償還方法に月賦償還を追加すること及び借り入れの際の保証人を不要としたことであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例が適用となる対象 者についての質疑があり、理事者側から、被災し た方が対象者となるため、大きな災害が発生した 時点で、条例に該当する方がいれば対象者になる が、これまでに利用された実績はないとの答弁が ありました。

次に、議案第10号 むつ市消防団条例の一部を 改正する条例についてでありますが、理事者側か ら、消防団員が県内旅行をした場合の費用弁償の 額について、明確化を図るためのものであるとの 説明がありました。

これに対し委員から、これまでの額との比較に 関する質疑があり、理事者側から、これまでも同 額であったが、金額を明示していなかったため、 これを改善するための改正であるとの答弁があり ました。

次に、議案第11号 むつ市公民館条例の一部を 改正する条例から議案第14号 むつ市下北自然の 家条例の一部を改正する条例までについてであり ますが、関連がありますので一括議題として審査 いたしました。

理事者側から、これら4議案につきましては、 本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率 引き上げに伴い、使用料の額を改定するものであ るとの説明がありました。

これに対し委員から、使用料の改定は10円あるいは1円以下の単位切り捨てとなっているが、実質的に収入の減とはならないのかとの質疑があり、理事者側から、現行の単価に108分の110を乗じて切り捨てとなるため、収入の減とはならないとの答弁がありました。

次に、議案第19号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例から議案第21号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例までについてでありますが、関連がありますので一括議題として審査いたしました。

理事者側から、これら3議案につきましては、 本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率 引き上げに伴い、使用料の額を改定するものであ るとの説明がありました。

これに対し委員から、城ヶ沢地区集会所の利用 状況及び地域の負担について質疑があり、理事者 側から、年間の延べ利用人数は882人であり、料 金については昨年度の有料での貸し出しはなく、 負担への影響についてはないものと考えていると の答弁がありました。

さらに同じ委員から、大畑地区での負担に関する質疑があり、理事者側から、大畑の2つのコミュニティセンターについては、年間の延べ利用人

数は合計で2,290人程度で、料金については営利目的等では有料となるため、昨年度ベースで考えると88円ほどの増になるとの答弁がありました。

次に、議案第44号 青森県下北地方視聴覚教育協議会の廃止についてでありますが、理事者側から、当該協議会は視聴覚教材の充実により、社会教育の振興を図るため、当時高額であった16ミリフィルム等について、共同で利用を図ることが適当であるとのことから、昭和45年に下北地方8市町村で費用を負担し設置されたが、一般家庭においても、DVD、ブルーレイ等が普及し、設置当初の目的が達成され、負担金を拠出しながら協議会を維持するという必要性が薄れてきたことから、本年3月31日をもって廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、活動状況についての質疑があり、理事者側から、16ミリフィルムにおいては、過去5年ほどで僅かの利用であったが、最近において、16ミリフィルムの価値が見直され、貴重ということで、上映会などを開催し、利用を図っている状況であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、協議会は廃止となるが、 16ミリフィルムについては、むつ市の所有として 需要がある限り利用していくのかとの質疑があ り、理事者側から、むつ市視聴覚ライブラリーと いうことで存続し、使用ができる限り利用してい くとの答弁がありました。

次に、議案第45号 むつ市と大間町との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止についてから議案第48号 むつ市と佐井村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止についてまでについてでありますが、関連がありますので一括議題として審査いたしました。

理事者側から、これら4議案につきましては、 議案第44号と関連し、当該協議会の視聴覚教材に ついては、構成市町村で共同購入をしていたが、 この廃止に伴い、事務委託についても廃止するも のであるとの説明がありました。

これに対し委員から、教材の在庫数についての質疑があり、理事者側から、所有する教材については、16ミリフィルムが410本、VHSビデオテープが1,045本、DVDが402本との答弁がありました。

次に、議案第49号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第50号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてでありますが、関連がありますので一括議題として審査いたしました。

理事者側から、これら2議案につきましては、本年3月31日をもって南黒地方福祉事務組合が解散することに伴い、両組合を組織する地方公共団体数を減少し、共に当該組合規約の変更をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第51号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてでありますが、理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであり、具体的には、川内町さけ・ますふ化場の濾過池改修事業、川内地区での林道補修事業、大畑地区の介護老人保健施設やげんのトイレ改修事業の3事業について、当該過疎計画に追加するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、計画にのせた場合とのせない場合の財政効果の違いについての質疑があり、理事者側から、過疎計画にのせると、過疎債により財源として100%充当でき、元利償還金の70%相当額が普通交付税に算入されることになる

ことがメリットとなるとの答弁がありました。 以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(白井二郎) これで総務教育常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第8号、議案第10号、議案第24号から議案第43号まで及び議案第57号から議案第59号までについて、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

(11番 佐賀英生議員登壇)

○11番(佐賀英生) 産業建設常任委員会に付託されました議案25件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部局長等の出席を 求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第8号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、本年3月31日をもってむつ市川内町地区堆肥センターを廃止することに伴い条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第9号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、学校教育法の一部改正により創設された専門職大学の前期課程修了者を、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に追加するほか、水道法施行規則の一部改正に伴い布設工事監督者の資格の変更をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現行の制度と比較して要件が緩和されたのかとの質疑があり、理事者側から、資格要件の増や選択科目要件の削除等により資格要件が変わったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第24号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、駅前広場において有料行為をする場合の使用料の額を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第25号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例から議案第41号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題として審査いたしましたが、理事者側から、これらの17議案は本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料等の額を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、税率変更に伴う自動券売機等の更新による費用負担についての質疑があり、理事者側から、自動券売機やレジスターの更新については市で対応する予定であるとの答弁がありました。

また別の委員から、温泉の料金についての質疑があり、理事者側から温泉の料金については変更がないとの答弁がありました。

次に、議案第42号 むつ職業能力開発校条例を 廃止する条例についてでありますが、理事者側か ら、本年3月31日をもってむつ職業能力開発校を 廃止するためのものであるとの説明がありました が、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第43号 むつ市脇野沢海づり公園条 例を廃止する条例についてでありますが、理事者 側から、本年3月31日をもってむつ市脇野沢海づ

り公園を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、施設を民間移譲する考えはないかとの質疑があり、理事者側から、施設廃止後、管理棟は地元の市民団体へ普通財産として貸し付けるほか、釣り堀施設の「いかだ」については解体後、使える資材を今後実施予定のイルカ関係の事業で使えないか検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第57号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてでありますが、理事者側から、決算見込みにより3,590万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額は13億6,275万5,000円となり、また繰越明許費として社会資本整備総合交付金事業費2,947万5,000円を繰り越すものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、下水道の普及率、今後の施工場所についての住民への周知状況及び下水道区域と合併浄化槽設置に対する補助金との関連性についての質疑があり、理事者側から、下水道普及率は平成29年度末で18%、今後の施工場所については平成28年度に平成35年度までの計画について各地域で説明会を実施しており、合併浄化槽設置に対する補助金については下水道区域に入っている場合は対象外であるとの答弁がありました。

また別の委員から、繰越明許費の理由についての質疑があり、理事者側からむつ下水浄化センター増設に係る実施設計作成業務委託についてプロポーザルを実施したが参加者がなく、入札不調により遅延が生じたため繰り越しとなったとの答弁がありました。

同じ委員から、さらに工期を問う質疑があり、 理事者側から本年8月まで見込んでいるとの答弁 がありました。

次に、議案第58号 平成30年度むつ市魚市場事 業特別会計補正予算についてでありますが、理事 者側から、平成29年度に行われた魚市場の更新の際に納付した消費税が還付されたことに伴い、歳入を2,110万8,000円増額し、補正後の歳入歳出予算総額は3,345万2,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第59号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算についてでありますが、理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では2,598万3,000円を、収入では150万9,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では3億4,892万9,000円を、収入では3億4,062万円をそれぞれ減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(白井二郎) これで産業建設常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第4号から議案第6号まで、議案第15号から議案第18号まで、議案第22号、議案第55号 及び議案第56号について、民生福祉常任委員長の 報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(25番 鎌田ちよ子議員登壇)

○25番(鎌田ちよ子) 民生福祉常任委員会に付託 されました議案10件について、審査の経過と結果 をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案のうち議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第22号の5議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか5議案につきましては、全会一致で可決すべきもの

と決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、高齢者と障害のある方に対し、介護保険と障害福祉のサービスを同一事業所で一体的に提供する「共生型サービス」が創設されたことに伴い、その運営に関する基準を加えるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第5号 むつ市児童館条例の一部を 改正する条例についてでありますが、理事者側か ら、正津川児童館で実施している幼児保育は年々 減少傾向にあり、今後利用者の見込みが立たない ことから、本年3月31日をもって正津川児童館の 幼児保育を廃止し、それに伴う関係規定を整備す るものであるとの説明がありましたが、委員から の質疑等はありませんでした。

次に、議案第6号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、これまでは住所地特例で県外施設等へ入所している国民健康保険被保険者が後期高齢者医療に加入するに至った場合、施設等の所在する広域連合の被保険者となっていたものが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、施設等に入所する前の住所地で後期高齢者医療に加入することとなったことから、重度心身障害者医療費についても、施設入所前の市町村において支給対象とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、住所を変更する前は対象 にならないのかとの質疑があり、理事者側から、 他県から青森県内の病院や社会福祉施設に入院ま たは入所している方が、後期高齢者医療に加入することになった場合にも住所地特例が継続される との答弁がありました。

次に、議案第15号 むつ市鬼沢スキー場条例の一部を改正する条例から議案第18号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例までについてでありますが、理事者側から、これら4議案につきましては、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料等の額を改定するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料等の額を改定するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第55号 平成30年度むつ市国民健康 保険特別会計補正予算についてでありますが、理 事者側から、療養給付費等負担金の償還金や直営 診療施設への繰出金等に伴い1,745万7,000円を増 額し、補正後の歳入歳出予算総額は63億7,261万 6,000円となるとの説明がありましたが、委員か らの質疑等はありませんでした。

次に、議案第56号 平成30年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、理事者側から、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費等の保険給付費の増に伴い2億6,283万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は66億2,654万7,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、高額介護サービス費とは どのようなものがあるのかとの質疑があり、理事 者側から、施設入所サービスのほか、全てのサー ビスが含まれており、利用者の1カ月のサービス 利用額が上限を超えた場合に支給されるものであ るとの答弁がありました。

また別の委員から、サービスが増えていること による補正なのかとの質疑があり、理事者側から、 サービスの中でも訪問介護サービス、通所リハビ リテーションサービス、施設入所サービスが増え ていることによるものであるとの答弁がありまし

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わ ります。

○議長(白井二郎) これで民生福祉常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第60号から議案第67号までについて、 予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査 特別委員長。

(24番 岡崎健吾議員登壇)

○24番 (岡崎健吾) 予算審査特別委員会に付託さ れました議案第60号 平成31年度むつ市一般会計 予算から、議案第67号 平成31年度むつ市水道事 業会計予算までの議案8件について、審査の経過 と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日及び12日、市長、副市長、 教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出 席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきまして は、議長を除く全議員で構成する特別委員会であ りますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委 員会審査報告書のとおりでありますが、付託され ました各議案について申し上げます。

初めに、議案第62号 平成31年度むつ市後期高 齢者医療特別会計予算及び議案第64号 平成31年 度むつ市下水道事業特別会計予算については、そ れぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛 成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 平成31年度むつ市一般会計 ○議長(白井二郎) まず、議案第1号 むつ市議 予算、議案第61号 平成31年度むつ市国民健康保

険特別会計予算、議案第63号 平成31年度むつ市 介護保険特別会計予算、議案第65号 平成31年度 むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第 66号 平成31年度むつ市魚市場事業特別会計予算 及び議案第67号 平成31年度むつ市水道事業会計 予算については、全会一致で可決すべきものと決 定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わ ります。

○議長(白井二郎) これで予算審査特別委員長の 報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時 休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました64議案について は、それぞれ区分して順次質疑、討論、採決を行 います。

本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税 率の引き上げに伴い、使用料等の額を改正するた めの議案である議案第11号 むつ市公民館条例の 一部を改正する条例から議案第41号 むつ市観光 遊覧船条例の一部を改正する条例までの31件のう ち、委員会付託されました30件につきましては、 一括で委員長報告に対する質疑を行うほか、これ らの31件に対する討論は一括して行いますので、 ご了承願います。

◇議案第1号

会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用ビ

ラの作成の公営に関する条例について、総務教育 した。 常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第1号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第2号

○議長(白井二郎) 次は、議案第2号 むつ市分 庁舎設置条例の一部を改正する条例について、総 務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ ○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で て、議案第2号は委員長報告のとおり可決されま

◇議案第3号

○議長(白井二郎) 次は、議案第3号 むつ市職 員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例について、総務教育常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第3号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第4号

○議長(白井二郎) 次は、議案第4号 むつ市指 定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型 介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑 に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま 疑を終わります。 せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第4号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第5号

○議長(白井二郎) 次は、議案第5号 むつ市児 童館条例の一部を改正する条例について、民生福 祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第5号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第6号

○議長(白井二郎) 次は、議案第6号 むつ市重 度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条 例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質 疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第6号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第7号

○議長(白井二郎) 次は、議案第7号 むつ市災 害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について、総務教育常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第7号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第8号

○議長(白井二郎) 次は、議案第8号 むつ市堆 肥センター条例の一部を改正する条例について、 産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(白井二郎) 次は、議案第9号 むつ市水 道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技 術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条 例について、産業建設常任委員長報告に対し、質 疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(白井二郎) 次は、議案第10号 むつ市消 防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号~議案第41号

○議長(白井二郎) 次は、議案第11号 むつ市公 民館条例の一部を改正する条例から議案第41号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例まで について、順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第23号を除く委員会付託された30件 について、各常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 議案第11号から議案第41号までのうち、委員会付 託された30件についての各常任委員長報告に対す る質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第16号から議案第18号まで、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第25号から議案第28号まで、議案第31号、議案第33号から議案第39号まで及び議案第41号について討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第11号 むつ市公民館条 例の一部を改正する条例、この最後の「の一部を 改正する条例」については、以下省略させていた だきます。

議案第13号 むつ市海と森ふれあい体験館条 例、議案第14号 むつ市下北自然の家条例、議案 第16号 むつ市体育館条例、議案第17号 むつ市 ウェルネスパーク条例、議案第18号 むつ市ふれ あいスポーツパーク条例、議案第20号 むつ市コ ミュニティセンター条例、議案第21号 むつ市大 畑地区コミュニティセンター条例、議案第23号 むつ市都市公園条例、議案第25号 むつ市イベン ト広場条例、議案第26号 むつ市早掛レイクサイ ドヒルキャンプ場条例、議案第27号 むつ市営牧 野設置条例、議案第28号 むつ市営脇野沢家畜管 理施設条例、議案第31号 むつ市宮後ふれあい牧 場条例、議案第33号 むつ市産業会館条例、議案 第34号 むつ市観光物産館条例、議案第35号 む つ市観光交流センター条例、議案第36号 むつ市 脇野沢野営場条例、議案第37号 むつ市温泉事業 条例、議案第38号 むつ市ふれあい温泉川内条例、 議案第39号 むつ市陶芸品生産施設条例、議案第41号 むつ市観光遊覧船条例の22議案に対し、反対討論をいたします。

これら22議案は、本年10月1日からの消費税引き上げに伴う使用料等の見直しにより、総額で67万2,004円の市民負担増となるものであります。

今月9日から10日実施の共同通信世論調査によると、消費税引き上げに反対は、前回調査より3.4%増の54.4%でした。政府も景気後退局面の可能性を認めました。

日本共産党、立憲民主党など青森の4野党は、 10月からの消費税10%増税を中止するで一致し、 ともに闘っていることを紹介し、22議案に対し、 反対いたします。

○議長(白井二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決はそれぞれ区 分して行います。

まず、議案第11号 むつ市公民館条例の一部を 改正する条例についてはご異議がありますので、 起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第12号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第13号 むつ市海と森ふれあい体験 館条例の一部を改正する条例についてはご異議が ありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 むつ市下北自然の家条例の 一部を改正する条例についてはご異議があります ので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第15号 むつ市兎沢スキー場条例の 一部を改正する条例について採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

(「異議なし」の声あり)

せんか。

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 むつ市体育館条例の一部を 改正する条例についてはご異議がありますので、 起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。 (起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第19号 むつ市城ヶ沢地区集会所条 例の一部を改正する条例について採決いたしま す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 むつ市コミュニティセンタ - 条例の一部を改正する条例についてはご異議が ありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第22号 むつ市老人憩の家条例の一 部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 むつ市都市公園条例の一部 を改正する条例についてはご異議がありますの で、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第23号は原案のとおり可決されました。 次は、議案第24号 むつ市駅前広場条例の一部 を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 むつ市イベント広場条例の 一部を改正する条例についてはご異議があります ので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。 (起立者20人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第29号 むつ市脇野沢畜産流通加工 施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条 例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第30号 むつ市酪農研修センター条 例の一部を改正する条例について採決いたしま す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 むつ市宮後ふれあい牧場条 例の一部を改正する条例についてはご異議があり ますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第32号 むつ市漁港管理条例の一部 を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 むつ市産業会館条例の一部 を改正する条例についてはご異議がありますの で、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第34号は委員長報告のとおり可決されまし た。

次に、議案第35号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 むつ市脇野沢野営場条例の 一部を改正する条例についてはご異議があります ので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 むつ市温泉事業条例の一部 を改正する条例についてはご異議がありますの で、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 むつ市ふれあい温泉川内条 例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 むつ市陶芸品生産施設条例 の一部を改正する条例についてはご異議がありま すので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第40号 むつ市脇野沢リフレッシュ センター条例の一部を改正する条例について採決 いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長(白井二郎) 次は、議案第42号 むつ職業 能力開発校条例を廃止する条例について、産業建 設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第43号

○議長(白井二郎) 次は、議案第43号 むつ市脇 野沢海づり公園条例を廃止する条例について、産 業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第44号

○議長(白井二郎) 次は、議案第44号 青森県下 北地方視聴覚教育協議会の廃止について、総務教 育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長(白井二郎) 次は、議案第45号 むつ市と 大間町との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止に ついて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に 入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長(白井二郎) 次は、議案第46号 むつ市と 東通村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止に ついて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に 入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長(白井二郎) 次は、議案第47号 むつ市と 風間浦村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止 について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑 に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長(白井二郎) 次は、議案第48号 むつ市と 佐井村との間の視聴覚教材購入事務委託の廃止に ついて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に 入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長(白井二郎) 次は、議案第49号 青森県市 町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約 の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第49号は委員長報告のとおり可決され ました。

◇議案第50号

○議長(白井二郎) 次は、議案第50号 青森県市 町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減 少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更につ いて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入 ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま 疑を終わります。 せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第50号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第51号

○議長(白井二郎) 次は、議案第51号 むつ市過 疎地域自立促進計画の変更について、総務教育常 任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第51号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第55号

○議長(白井二郎) 次は、議案第55号 平成30年 度むつ市国民健康保険特別会計補正予算につい て、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第56号

○議長(白井二郎) 次は、議案第56号 平成30年 度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民 生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長(白井二郎) 次は、議案第57号 平成30年 度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、 産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第58号

○議長(白井二郎) 次は、議案第58号 平成30年 度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について、 産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長(白井二郎) 次は、議案第59号 平成30年 度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建 設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(白井二郎) 次は、議案第60号 平成31年 度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委 員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。 議案第60号 平成31年度むつ市一般会計予算につ いて、反対討論いたします。

本案は、骨髄移植ドナー支援助成事業21万円、 融雪溝整備事業5,460万円、私道等整備補助事業 500万円等、市民生活の暮らし向上の予算が計上 されています。一方で、むつ市予算には、10月か らの消費税増税額が計上されています。

国会論戦では、消費税を増税できるという根拠が崩れました。これまでも8%から10%増税は2回延期となっています。反対の運動が広がり、今からでもやめさせられます。そういう中で、むつ市予算に31本の消費税関連予算が提出され、合計67万2,004円の増税額が計上されています。

ことし1月12日に「原発政策、八方ふさがり」 というタイトルの記事を朝日新聞が掲載していま したが、安倍首相の成長戦略の目玉である原発輸 出がイギリス、ベトナム等全て失敗しました。核 燃サイクル行き詰まり、核のごみ最終処分場も調 査受け入れ自治体なし、再稼働反対の世論調査も 過半数超えが続いています。国際的にも再生エネ ルギーの推進が進み、原発、核燃の未来に暗雲が 広がってきています。

しかし、ことしのむつ市予算の原発関連の歳入額は20億円、下北医療センターに3億7,000万円、合計で約24億円、ほかの原発立地自治体同様、依存した財政構造から抜け出せないでいます。今こそそれらの関連補助金からの脱却を目指し、撤退による立地自治体及び周辺自治体、関連産業への影響を緩和する措置を求めていくべきです。推進するための電源三法及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法を改正し、廃炉に伴う交付金制度などの確立を求め、地域の自立発展を目指す努力をすべきです。

よって、本案に反対いたします。

○議長(白井二郎) これで討論を終わります。 これより採決に入ります。

議案第60号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長(白井二郎) 次は、議案第61号 平成31年 度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予 算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長(白井二郎) 次は、議案第62号 平成31年 度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、 予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党、工藤祥子です。 議案第62号 平成31年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。

本案は、後期高齢者医療制度の保険料均等割を 軽減する特別措置 9割軽減を、10月から8割軽減 にするとしています。この会計は、運営主体が県 で、青森県後期高齢者医療広域連合議会で決定さ れ、私たちむつ市民から遠くなっています。しか し、むつ市民2,800名、年間で1人4,100円の負担 増、合計1,148万円の負担増が計上されている予 算となっています。

よって、本案に反対いたします。

○議長(白井二郎) これで討論を終わります。 これより採決に入ります。

議案第62号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長(白井二郎) 次は、議案第63号 平成31年 度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審 査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第64号

○議長(白井二郎) 次は、議案第64号 平成31年 度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算 審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。 議案第64号 平成31年度むつ市下水道事業特別会 計予算に反対いたします。

本案は、下水道料金を旧むつ市に合わせるということで、平成29年、平成30年、平成31年の3年間で値上げをするという方針のもと実施され、平成31年度は最後の値上げの年です。大畑地区305万円、川内地区303万円、脇野沢地区58万円、漁業集落排水処理施設5万円、合計671万円の使用料

の市民への負担増が計上されている予算です。 よって、本案に反対いたします。

○議長(白井二郎) これで討論を終わります。 これより採決に入ります。

議案第64号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者3人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、 議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長(白井二郎) 次は、議案第65号 平成31年 度むつ市公共用地取得事業特別会計予算につい て、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長(白井二郎) 次は、議案第66号 平成31年 度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算 審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長(白井二郎) 次は、議案第67号 平成31年 度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特 別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第65 委員長報告、質疑、討論、 採決

◇請願第1号

○議長(白井二郎) 次は、日程第65 請願第1号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書 採択の請願を議題といたします。

民生福祉常任委員会に付託した請願第1号の審 査の経過並びに結果について、民生福祉常任委員 長から報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(25番 鎌田ちよ子議員登壇)

○25番(鎌田ちよ子) 民生福祉常任委員会に付託 されました請願第1号 若い人も高齢者も安心で きる年金を求める意見書採択の請願について、審 査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、紹介議員の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました請願第1号につきましては、賛成討論がありましたが、起立採決の結果、願意に沿いがたく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、代表紹介議員の工藤祥子議員から、請願の趣旨と理由について補足する点として、物価の伸び率が1%なのに対し、年金の伸び率はマクロ経済スライドにより0.1%の伸びに抑制されている。今年の老齢基礎年金は満額で月6万5,008円であり、しかも満額受給している方は半分以下という状況である。国民年金の老齢基礎年金を最低の生活保障をする額に引き上げ、最低保障年金にこれまで掛けてきた年金額を上乗せする仕組みが

必要だと思う。また、マクロ経済スライドは高齢者を苦しめるものであるし、年金を毎月支給するというのも多くの方の意見であると思っている、との説明がありました。

これに対し委員から、マクロ経済スライドとは どのような制度なのかとの質疑があり、紹介議員 から、物価や賃金が上がらなかった年の抑制分を 繰り越し、物価や賃金が上がる年にまとめて年金 額に反映させるものである、との答弁がありまし た。

質疑の後の委員間協議においては、国の予算に 関わることであり、国は破綻しないよう年金の調整を図らざるを得ない状況にある。国の予算には 無駄なものも多々あると思うので、65歳以上の世帯の4割が生活保護基準以下で暮らしており、病院に行く時に本当に困ったという声が聞こえてくるということであれば、地方の声として国に声を上げるのは大事なことである。この件は国会で議論されるべきもので、地方の声や民意を国に届けるのは選挙で選ばれた国会議員のすべきことであると思う、等の意見がありました。

以上で民生福祉常任委員会の審査報告を終わり ます。

○議長(白井二郎) これで民生福祉常任委員長の 報告を終わります。

ここで、議事整理のため12時15分まで暫時休憩 いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 零時15分 再開

○議長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に 入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 民生福祉常任委員長報告に対する質疑を終わりま す。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。 請願第1号 若い人も高齢者も安心できる年金を 求める意見書採択の請願について、賛成討論いた します。

今日、年金額は、マクロ経済スライドの導入で、物価が上がっても少子高齢化による年金財政の影響分を差し引き、年金の伸びを抑える仕組みが強化され、年金の引き下げが続いています。来年度4月からの年金の支給額は、物価の伸びが1%なのに対し、この制度等の影響で0.1%の伸びに抑制されました。

全国で老齢基礎年金だけの人は約800万人、年金額が約5万円と言われ、65歳以上の高齢者世帯のおよそ4割が生活保護基準以下という数字も出ています。生活保護利用者の中で、高齢者世帯の伸びが高く、50%以上とも報道されています。

今日、介護、医療等の制度改悪が拍車をかけて 高齢者の生活を追い詰めています。何とか少ない 年金額で生活してきたが、病気になり、病院にか かりたいのだがと悩む高齢者、子育て、教育の高 負担の中にいる自分の子供世帯に相談できないで 悩む高齢者を地域で見てきました。3世代同居が 多かった時代に制度設計されたこの年金制度は矛 盾を抱え、見直すべきです。全額国庫負担による 最低保障年金の実現は必要です。

また、若者の4割が非正規労働者という状況で、

このままでは将来の低年金受給者を多数生み出す ことになります。若者への対策も考えるべきです。 地方議会への請願は、住民にとって要求を実現 する大事な権利の一つです。一つ一つさまざまな

方法で地方の声を届けるべきです。

ちなみに、これまで大間町議会、東通村議会、 風間浦村議会、佐井村議会と下北4町村議会で、 同じ要請項目で採択されています。むつ市議会に おいても、多くの皆さんのご賛同をお願いいたし ます。

○議長(白井二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者4人、起立しない者18人)

○議長(白井二郎) 起立少数であります。よって、 請願第1号は不採択することに決定いたしまし た。

◎日程第66 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、 採決

◇議員提出議案第1号

○議長(白井二郎) 次は、日程第66 議員提出議 案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充 を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番目 時睦男議員。

(6番 目時睦男議員登壇)

○6番(目時睦男) 議員提出議案第1号 最低賃 金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書に ついて、意見書案の朗読をもって提案理由にかえ させていただきます。 一部の大企業が内部留保を積み増しし、株主配当を大幅に増やす一方で、大多数の働く人々の生活は苦しいままです。パート、臨時・非常勤などいわゆる「非正規雇用労働者」は全雇用労働者の4割に及んでいます。そして、政府が「結婚の壁」と認める年収300万円未満で働く人は、いまや全労働者の6割近くに達しています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという「貧困の連鎖」も社会問題化しております。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給985円、最も低い鹿児島県は761円、青森県は762円です。青森県最賃では、フルタイムで働いても月13万2,435円にしかならず、社会保険料や税金を控除されると手取りは10万円程度になり、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできません。青森県と東京都の格差は時間額で223円まで広がりました。この格差が、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を活性化させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、最低賃金の引き上げを表明しています。しかし、年3%の引き上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしすることになります。政治的決断で、直ちに目標実現のための施策を講じるべきと考えます。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こ しや単価改善につながる施策を拡充すると同時 に、最低賃金を改善することは、景気刺激策とし て有効だと考えます。さらに公正取引の確立の点からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ下請単価を実現させることが大切です。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると思います。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、 政治決断で最低賃金を大幅に引き上げること。最低賃金の決定にあたっては、生計費原 則に基づき、生活できる金額に引き上げること。
- 2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援策として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 5. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(白井二郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理 大臣、厚生労働大臣及び中央最低賃金審議会会長 としたいと思います。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(白井二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第239回定例会を閉会いたします。

午後 零時30分 閉会